

## 平成30年度 第1回伊勢崎市総合教育会議 議事録

会議の名称	平成30年度 第1回総合教育会議
開催日時	平成30年12月14日（金）午後3時00分～午後4時00分
開催場所	伊勢崎市役所本館職員研修室
出席者氏名	<p><b>【委員】</b> 五十嵐清隆市長、徳江基行教育長、宮川亮子教育長職務代理者、高橋慶一教育委員、津久井喜代己教育委員、稲庭美智子教育委員</p> <p><b>【事務局】</b> (企画部) 千吉良企画部長、細井企画部副部長、高柳企画調整課長、徳江係長、久保田主任 (健康推進部) 橋詰スポーツ振興課長 (教育部) 村井教育部長、戸田教育部副部長、定形教育部総務課長、小野学校教育課長、小保方係長、猪野係長、久保田係長、阿左美主査、金井主任</p>
傍聴人数	5人
会議の議題	協議事項（1）学校における働き方改革と部活動のあり方について
会議資料の内容	<p><b>【資料1】</b> 学校における働き方改革について</p> <p><b>【資料2】</b> 部活動のあり方について</p>
会議における議事の経過及び発言の要旨	<p><b>1 開会 [企画部長]</b></p> <p><b>2 市長あいさつ</b> 皆様、こんにちは。本日は、公私ともにご多忙のところ、第1回伊勢崎市総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、教育委員の皆様におかれましては、本市の教育行政の執行にあたり、ご尽力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。 さて、本日は、「学校における働き方改革と部活動のあり方」に焦点を当て、ご協議いただきたいと考えております。現在、国では、働き過ぎを防ぐことで健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、働き方改革を進めており、文部科学省においても、学校における働き方改革に関する緊急対策を取り纏められております。今回の総合教育会議では、本市の現状などを踏まえ、委員の皆様から、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p><b>3 教育長あいさつ</b> 皆様、こんにちは。本日は、総合教育会議にお集まりいただきましてありがとうございます。 また、五十嵐市長には、日頃から伊勢崎市の学校支援をしていただき、心より感謝申し上げます。</p>

さて、現在、私たちの社会は様々な課題に向き合っていますが、その中で教育の果たす役割は、質の高い教育を提供していくことであり、教職員の働き方改革はもちろんのこと、子どもたちの健全育成の点からも、ゆとりある教育の実現が大事だと考えております。

本市は、4月に伊勢崎市部活動ガイドラインを策定し実践する中で、より良い学校教育のあり方、部活指導のあり方を考えていくことを通して、子どもたちの健全育成を進めていければと考えております。

ぜひ、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、教育行政に反映できればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### 4 署名委員の指名〔市長〕

まず、委員の出欠状況ですが、本日は全委員の皆様にご出席いただいております。

では、次第に従い、会議を進めさせていただきます。

次第4「署名委員の指名」についてですが、議事録作成の際に、議長及び委員1人に、その内容を確認いただいたことへの署名をいただくこととなっております。今回の議事録への署名は、徳江教育長にお願いしたいと思いません。

#### 5 協議事項

##### (1) 学校における働き方改革と部活動のあり方について〔学校教育課長〕

現在、学校における教職員の長時間労働が大きく取り上げられ、時間外勤務の削減に向け、様々な取り組みが求められています。

また、部活動についても、活動自体の過熱化や教職員の過剰な負担などが問題視され、部活動の適正な運営に向けた大きな転換期を迎えています。

この2つの点については、学校教育課においても、これまで様々な取り組みを行っていますが、本市の学校における現状、そして、課題解決に向けた取り組みの概要を、教職員係長、指導係長より説明します。

##### ・学校における働き方改革について【資料1】〔学校教育課教職員係長〕

ちょうど一週間前の12月7日、教職員の長時間労働に関する話題が新聞紙上を賑わせました。「教員残業、月45時間まで」、「教員業務の削減急ぐ」、「教員給与規定は棚上げ」、「教員『タダ残業』解消できず」、中央教育審議会を受けて、表現に差異はあるものの、どの紙面にも本日ここで取り上げるテーマを、先行き不透明な課題の多い案件であると報道していました。

「学校の先生は忙しい」というのは昔から言われていることですが、最近では、「教員の労働環境は劣悪で、ブラック企業をもしのぐ」、「学校は日本の公的ブラック企業」とまで言われているのが現状です。そもそも、なぜそうなってしまったのか、資料に沿って、教職員の時間外勤務の実態を説明します。

まず、「残業代」については、管理職以外の教職員には、労働基準法第37条の時間外労働における割増賃金の規定が適用除外となっており、時間外勤務の量に応じて手当が支給されるのではなく、全員一律で基本給の4%の教職調整額が支給されています。これは、年齢や経験年数に応じ、8千円から2万円に満たない額が毎月支払われている計算になります。この額は、時給800円で計算したとしても、月に10時間から20時間ほど、1日ならば30分から1時間ほどの手当となります。世間では、「教員の定額働かせ放題」などと揶揄されている現状があります。ちなみに、この教職調整額は

昭和41年の実態を基に昭和47年より施行されていますが、それ以降50年近く改定されていません。

次に、「時間外勤務」については、校長が教職員に命じることができる業務は4項目のみで、この超勤4項目に該当したとしても、当然に残業代が発生するわけではなく、後日、申し出により振替などの対応がとられることとなります。例えば、項目の中に職員会議がありますが、職員会議ならば時間外に行っていないというわけではなく、勤務時間内に計画されていた職員会議を延長する必要がある、やむを得ず時間外勤務を命じた場合を指します。しかし、実際は夜遅くまで電気が点いている学校が多く、部活動を終えた教職員が、テストの採点や翌日の授業準備、保護者対応の報告をまとめる姿が見られます。これらは、あくまでも時間外勤務ではなく、教職員の自発的な取り組みとして扱われてきたというのが現状です。

このような実態により、管理職以外の教職員には「時間外にどれだけ仕事をしても変わらないんだから自分のペースで」という意識が、管理職には「職務命令ではないので、時間外勤務を把握する必要はない」という間違った意識が働いてしまうと言われています。ただ、このようなネガティブな理由のみで、時間外勤務が積み上げられているわけではなく、「子どもたちのために」、「もっとわかる授業がしたい」、「いいクラスにしたい」、「いい学校にしたい」という、教職員の無償の思いや願い、教職への誇りが根本にあるということは付け加えさせていただきます。

このような現状の中で、昨今、過労死や過労を起因とする精神疾患、職場環境改善の必要性が大きな社会問題として取り上げられるようになり、学校現場も例外とせず、長時間労働の削減を喫緊の課題として捉えるようになってきました。「学校における働き方改革に関する緊急対策」は、昨年、国の中央教育審議会において緊急対策としてまとめられた学校における働き方改革の方策です。ここには、業務の役割分担・適正化を実現することや学校が作成する計画や組織の見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務を抑制する措置などが謳われています。具体的には、専門スタッフやサポートスタッフ、地域ボランティアの活用、教職員の意識改革、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定などが示されています。その中には「留守番電話による対応」というものもあります。教職員の時間外勤務において、負担が大きいものの一つに、時間外の保護者対応が挙げられます。子どもの良いことを伝えるのであれば苦になりませんが、大抵は困り感に基づいた保護者からの相談です。このような対応を勤務時間外に行うことがないよう、留守番電話を活用するなど、相談を勤務時間内で対応するべく、国も対策を示しています。日本の学校は海外の学校と比べ、児童生徒に対する業務が多岐にわたりすぎていることが、長時間労働の一因で、これまでの慣習を抜本的に見直す必要があるとしています。

本市においても、国が掲げた方針よりも先取りした取り組みを行っているので、いくつか紹介します。

まず、校務支援員について、昨年度より実施しており、事務的業務を担っています。実際には、配布物の印刷、授業準備・学級事務・採点業務の補助、調査集計、会計補助などを専門に行う、市費で任用している職員です。昨年度は市内小学校4校、中学校2校でしたが、今年度は小学校8校、中学校4校に配置しています。

次に、スクール・サポート・スタッフについて、今年度から県の事業とし

て実施しており、業務は校務支援員と同様です。校務支援員の配置がなかった小学校7校、中学校5校に配置しています。県内では、現在60名が配置されており、来年度においても同様の効果が認められれば、継続していく見通しです。

次に、出退勤管理について、今年度より県教育委員会作成の勤務時間記録ファイルで出退勤時刻を把握しています。今後は、職場環境や勤務体制の課題点をまとめ、働き方の改善に向けた取組を具体化し発信していきます。

次に、校務支援システムについて、昨年度より、すべての教職員のPCにソフトを導入し、校務の効率化を図っています。掲示板機能を活用することで会議や打ち合わせを削減したり、出席簿、通知表、指導要録を共通のフォーマットを用いて一元管理したりすることで、教職員の負担を軽減しています。

次に、学校閉庁日について、平成28年度より実施しています。県が定める行事を設定しない期間に合わせ、閉庁期間を設け、教職員が勤務しない期間をつくり、夏休み中の年休取得を促進しています。各家庭には、年度始めに緊急時における連絡体制の確保や家庭教育の充実について周知することで、運用しています。

次に、教科担当制の推進について、小学校高学年において、特配教員を活用した教科担当制を推進しています。指導する教科数が減ることで、授業準備の負担が軽減されるとともに指導者の専門性も生かされています。国や県からは、次年度以降、英語専科教員を増員し、教職員の負担を軽減していく方針が打ち出されています。

最後に、部活動指導員について、今年度、市内2校に1名ずつ配置しています。今後、段階的に増員を行い、平成33年度までに全校への配置を目指しています。

学校における働き方改革は、始まったばかりといえますが、これまで実践してきた本市独自の取り組みを生かしつつ、教職員が時間にゆとりをもって、本来業務である子どもと関わる時間を十分確保できるよう、教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えています。

#### ・部活動のあり方について【資料2】[学校教育課指導係長]

本市の部活動ガイドラインは、部活動が本来の教育意義に立脚しつつ、生徒、顧問教職員及び保護者の良好なワーク・ライフ・バランスの中で、安全かつ健全に実施されることを目的とし、4月に策定しました。

策定の経緯としては、昨年10月に、12人の委員からなる伊勢崎市部活動ガイドライン検討委員会を立ち上げ、熱心な協議を経て報告書が提出されました。その報告書を基に、スポーツ庁、県教育委員会が策定したガイドラインや方針を参考にして策定しました。

ガイドラインの最大のポイントは、休養日、活動時間を明確に定めたことです。休養日については、平日1日と土曜、日曜のいずれか1日は必須としました。また、長期休業中は、土曜、日曜を休養日とすると定めました。活動時間については、生徒1人の1日の活動は、長くとも平日2時間程度、土曜、日曜は3時間程度、また、朝練習をする場合には、朝練習と放課後の活動時間を合わせて2時間の中で配分することと定めています。表現の仕方は多少異なりますが、県の方針に準じています。

次に、保護者、生徒、教職員の反応については、ガイドライン策定後、運用状況を確認しています。学校では年2回程度、保護者、生徒、教職員からアンケートをとり、その後の学校運営に生かしています。

本年度より部活動に関する評価を全中学校で行っています。保護者は、「部活動方針に則って運営されている」と90%以上が回答しており、生徒は、「部活動は計画的、規則的に活動が行われていて、健康管理や体調管理ができています」と80%以上が回答しています。教職員についても「部活動ガイドラインに則って活動を運営している」と全員が回答しています。概ね、部活動が安全かつ健全に実施されていると感じています。

また、部活動ガイドラインには、保護者・地域などとの連携を掲げ、「学校における部活動の他にも活動を希望する生徒には、スポーツ協会や各種団体が主催している練習会等の案内を積極的に行うなど、多様な生徒のニーズに応える手立ても必要である」と定めています。そこで、市スポーツ協会の総会において、教育委員会より部活動ガイドラインについて説明したところ、スポーツ協会より、「地域スポーツ団体を紹介します」というチラシを作ってください、全中学校に配布することで、生徒、保護者へ情報提供することができました。

最後に、熱中症予防対策として、部活動における生徒の安全確保は必要なものです。そのために、様々な取り組みを行っており、市中体連が一丸となって運営の改善を図っていただきました。具体的には、4月に熱中症指数計を、幼稚園を含めた全小中学校に配布し、活用することで、中体連大会の中止や延期を判断しました。総合体育大会の野球、バレーボール、ソフトテニスにおいて試合の延期を行いました。

また、生徒の健康面、安全面を考慮し、運営について改善しました。例えば、リーグ戦方式からトーナメント方式に変更することで、試合数が少なくなり、試合時間、期間の短縮を行いました。さらに、競技ごとに行われる開会式や閉会式の簡素化または省略に努め、子どもの安全を最優先するような取り組みを今年度行い、来年度も継続していきたいと考えています。

#### [質問・意見等]

##### (高橋委員)

部活動のあり方ということで、休養日や活動時間を定めるなどの取り組みを行い、安全かつ健全に実施できるよう改善されていると思います。

それに関して、部活動の成績について影響はありますか。

##### (学校教育課長)

部活動ガイドラインに沿った適正な運営ということで、ここまで進めてきました。本格的に始まったのが、2学期の新チームからとなり、新人大会の成績では、昨年度と同様かそれ以上の結果を収める学校が多く、現状では、活動時間が短くなったことによる影響は出ていません。

##### (高橋委員)

保護者の中には活動を長時間させたいと考える人がいると思いますが、部活動以外に活動している生徒はいますか。

##### (スポーツ振興課長)

スポーツ協会で作成しているチラシには、地域スポーツ団体を紹介しますと記載してありますが、月謝制でコーチなどに指導を受けるため、金銭面や送り迎えの問題があり、各中学校で数人程度活動している状況です。

##### (宮川委員)

部活動ガイドラインを策定することで活動時間が短縮され、練習内容などを工夫し、短時間で効率的に取り組むことが出来るようになったことはとても良かったと思います。一番大切なことは、練習時間ではなく、生徒が部活動へ向かっていく気持ちだと思います。自主練習をしたくなるような気持ちを持って取り組んでもらえたら良いと思います。

さらに、部活動は3学年合同で活動しており、部活動を通じて、技術の向上以外に、集中力や体力、先輩後輩などの人間関係、社会に出て必要なものを養うことができると思います。保護者の立場からは、部活動を行うことで子どもに良い経験を得てもらいたいと思いますし、部活動が、人間として成長するきっかけになるということが大切だと思います。

また、外部指導者の人数を今後増やしていくようなので、外部指導者の活躍というのも期待できると思います。

しかし、一生懸命活動したい生徒とそうでない生徒や生徒と保護者の気持ちに温度差があると思います。そこの折り合いを調整できれば良いと思います。

#### (学校教育課長)

ご指摘のとおり、決められた時間の中で、部活動の本来大切にしていかなければならない部分は、これからも大切にしていきたいと考えています。また、外部指導者については、可能な限り増やすような体制づくりをしていきたいと考えています。

#### (教育長)

総合教育会議で、なぜ部活動のあり方を議題に挙げなければならないのかということ、そもそも部活や学校体育がどのような目標で行っているかを、世の中や保護者から正しく理解されていないという現実があると思います。それは、部活動が一時期、競技スポーツに偏っていた時期があり、現在は人生百年時代の中で学校体育を生涯スポーツの観点から捉えるということで、学校の教育方針の中に謳われていますが、実際には、社会から競技スポーツの色合いを求められていると思います。

本市でも、一市民スポーツ運動で、生涯に渡って運動することを推進しており、学校体育の目的は、何歳になっても運動し続ける、あるいは、運動が好きだという気持ちを育てることであり、部活動でも一番重要ではないかと考えています。

保護者からの様々な要望がある中で、教職員が土日休むということを書けない状況にあるので、総合教育会議を通して、本来の学校体育のあり方を発信できれば良いと考えています。

#### (市長)

教育長の仰るとおり、ワールドカップに出ると少年サッカーが盛んになるなど、ある競技が活躍すると、わが子も強くしようという風潮が出てきていることが残念です。

本市は、子どもからご年配の方まで、一市民スポーツ運動で身体を動かし、スポーツを通じて健康に、とお願ひしていますが、やはり仲間を作るといふ意味では、スポーツが一番良いと思います。全国的にいじめの問題がありますが、一緒になって汗を流し、走り回りゴールを目指す中で、たくさん友達ができ、その中でお互いに思いやりの気持ちを育んでもらうことが、何よりではないかと思ひます。そのような意味で、一市民スポーツ運動をお願ひしています。決して、ワールドチャンピオンを育てることが目標ではありませんので、それを広めていただければありがたいと思ひます。

#### (津久井委員)

今まで、保護者や市民が教職員の働きに甘えていた部分がたくさんあり、教職員が一生懸命働くことが当たり前になっていると思ひます。そこに、教職員の働き方改革があり、その一つに、部活動が負担になっているということは改善しなければならないと思ひます。しかし、教職員の中には、部活動が楽しいと思ひている人もいますと思ひますが、生徒と教職員にとって部活動は楽しいものであると両者が納得できるところで収まってほしいと思ひてい

ます。そこを超えてしまうと楽しいではなく、教職員にとっては負担、生徒にとってもワーク・ライフ・バランスを崩してしまうことになり、その折り合いをつけることは、学校現場から発信することは難しく、市民から発信し、学校現場や意識を変えていく必要があると思います。

**(市長)**

義務教育ではありませんが、特に高等学校は、自分の得意な部門でなんとしても生徒をインターハイに連れて行く、という強い信念のもとに活動してくれている教職員もおり、ありがたいことではありますが少し考えさせられます。

**(スポーツ振興課長)**

強い選手を目指すため、実績のある教職員がいる学校を希望し、その教職員の異動とともに進路を変える生徒も多いです。しかし、スポーツは勝つためではなく、人格形成や人間形成を養うものであり、決して、インターハイに出場することが全てとは限らないと思います。

例えば、インターハイや全国大会などに出場し成績を残した選手は、プライドを持っている人が多く、社会人になり練習時間の確保が難しくなることで、試合で負けてしまい、負けることを避けるため、試合に出ないという負の連鎖となる場合もあります。

しかし、県のインターハイ予選や全国大会の予選などでベスト4やベスト8の入賞した選手は、社会人になってもっと強くなろう、もっと後輩たちの指導や育成をし、後輩たちを強くしたいと思う選手が多いことも現状です。

**(市長)**

経験のある競技の顧問になることは、教職員にとってやりがいがあるかもしれないませんが、経験のない競技の顧問になると、様々な面で難しい状況があります。そのような場合に、外部講師などの役割は大きくなると思います。

**(教育長)**

教職員であることは、365日部活をすることと考えている方もいます。これは、全国の中学校で生徒指導の面で荒れた時期があり、非行を防止する目的で土日に部活動を行い、それなりの効果が上がってきました。しかし、未だにそのような考え方をもち、自分の子どもの子育ても一段落したため、部活動以外にすることがないという教職員もいるため、一つ一つ調整する必要があります。

**(稲庭委員)**

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」には、「校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも答えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する」と記載されています。

本市は、部活動の他にも活動を希望する生徒に対し、地域スポーツ団体を紹介するチラシを配布するようですが、障害があったり、運動能力は高くないけれど運動に親しみたい、という生徒もいると思います。しかし、スポーツクラブなどで技術や体力が向上している生徒と中学1年で初めてその競技を始めた生徒との差が激しく、周りについていけない生徒が、部活動を辞めるだけであればまだしも、そのことが原因で学校に通えなくなってしまう生徒もなかにはいると思います。そのため、生徒会などが生徒の気持ちや

意見を聞く手段を持ち、学校や家庭、地域が連携することはもちろんですが、行政がバックアップし、よりよい環境を整えることが大事だと思いました。

**(教育長)**

私が実際に中学校の現場にいた時の話ですが、例えば、柔道部を4月初めに見に行くと、柔道を経験したことのない生徒が受け身を取ろうとしますが、方向が分からなくなるため、顧問が指導していました。それから2か月が経つと、バシッと畳を叩く音が聞こえてきました。練習をしている生徒に話を聞くと、上達したと自分自身が感じている、と非常に力強い言葉があり、今度の大会にはぜひ出場したいとも話をしていました。

教育現場は、一つのことをゆっくりと解決していくことが重要だと実感しています。

**(高橋委員)**

校務支援システムを導入して1年半経ちますが、非常に良いことだったと思います。学期末や年度末に様々な資料を教職員が作成しますが、必要事項を入力すると、最終的には指導要録まで作成できるというシステムで、導入初年度の仕事量は増えるかもしれませんが、次年度からは半分以下となり、システムを導入したことにより、負担が軽減されていると思います。データで見ることはできませんが、そのような感覚はあると思います。

また、スクール・サポート・スタッフや校務支援員は、データ入力などで校務支援システムを利用することはありますか。

**(学校教育課長)**

校務支援員などにデータ入力をお願いする学校もあり、教職員の負担が軽減されていると思いますので、今以上に校務支援員などを活用していただければと思います。

**(教育長)**

伊勢崎に配置している校務支援員などの現場の様子を紹介してもらいたい。

**(学校教育課長)**

教職員からは、印刷や配布業務などで支援していただき、ありがたいという声があります。ただ、校務支援員などを配置して間もないため、これからの学校の活用次第で、様々な部分をサポートできるようになればと思います。

特に、教頭の負担が非常に軽減されたという声もあります。

**(市長)**

印刷機が各学校に何台もある訳ではないため、教職員がコピーの順番待ちをするという話も聞きました。その点では、校務支援員などに依頼しておくと、次の時間までに仕上げてくれ、また、データ入力に長けている校務支援員などがいてくれるとより助かるのではと思います。

**(津久井委員)**

教職員の働き方が先ほど説明された通りであれば、教職員の自発的な取り組みに依存しており、なんとか負担を軽減したいという思いです。そのカギを握るのがスクール・サポート・スタッフや校務支援員などであり、さらなる人材の掘り起こしが急務だと思います。



**(市長)**

システムの導入や徐々に校務支援員などが配置されるようになりましたが、自治体側の意見としては、ほとんどの校務支援員などがボランティアではないため、増員しようにも財源に限りがあります。国の責任にするのかと言われてしまいますが、しっかりと国が現場を見てもらい、必要なことに必要な費用をかけることに目を向けてくれなければ、良い環境を作ることはできないと思います。

**(高橋委員)**

本市は様々な取り組みを行っている、文部科学省の研修に参加した際に感じました。校務支援システムは、導入やメンテナンスに多額の費用が掛かるため、導入している自治体は少ないです。教育に対する国の予算と本市の予算を比較すると、本市は割合が高いと思います。国は教育以外に財源を配分しているため、教育に対する認識が違うと感じています。

**(市長)**

本市は、おかげさまで小中学校にエアコンを設置することができ、平成29年度でトイレ改修が全て終わりました。

国も国債が1千兆円ということで大変だろうと思いますが、文部科学省の補助金算定の基礎単価が低すぎるため、いただけるお金は微々たるもので、何度も国にお願いをしていますが、なかなか厳しい状況です。

しかし、今年度の夏は大変暑く、校外活動から帰って来た小学生が、エアコンのない教室で亡くなってしまうケースがあり、国が全国の小中学校すべてのクラスにエアコンを設置すると補正予算を組みましたが、実際には、設置費の全額が補助されることはないため、設置できない自治体もありました。そのような中で、本市は早めに対応できたので良かったと思います。

**(宮川委員)**

本市は様々な取り組みを行っているため、思った以上にありがたいと感じています。閉庁期間を設ける取り組みも3年目となり、今後、さらに進んでいくと思います。

人材の増員や仕事を減らせば早く帰れるというのは、当たり前のことですが、財源に限りがあります。私は、小学校で読み聞かせのボランティアを行っています。たくさんのボランティアが無償で学校のお手伝いをしています。そのため、人材の掘り起こしという話がありましたが、保護者の中にお手伝いできる人がいるかもしれないと思いました。教職員のやるべき仕事とやらなくても良い仕事を区別し、負担を分散できるように、皆さんで情報を共有していけたら良いと思います。

また、ある県外の学校では、18時30分になると学校の電気を消灯する取り組みを行っているというニュースで見ました。周りも最初は上手くいくはずがないと感じたと思いますが、実際に行くと意外と上手くいっているようでした。

**(教育長)**

平成28年8月から夏休みの閉庁日を設けたことについて、保護者からの聞き取りで、教職員は非常に忙しいので、夏休みの一週間程度は休んでいただきたい、小さなことでは学校に連絡をせず、迷惑をかけないようにしたいと話があったと学校から聞いています。このようなことが、子どもへの注意喚起や自主性を育てることに繋がれば良いと思います。

**(市長)**

大変貴重なご意見をいただきました。

本日は、教職員の働き方改革と部活動のあり方ということでご意見をいた

だきましたが、本市のまちづくりのキーワードは、安心安全なまちを作ることだと思っています。ご年配の方もそうですが、特に子どもには、安心して安全に学校生活を過ごしてもらい、そのために何が必要か、ということを考えていきたいと思っています。

これからも皆さんのお知恵をいただければありがたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

**6 その他**

特になし。

**7 閉会 [企画部長]**